

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう！

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

クーリング・オフの手続き手順(ハガキの場合)

1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。

2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。

4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

※電子媒体(電子メール等)でも同様の文面で通知できます。

通 知 書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社XXXX 口口営業所

担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、

商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日

千葉県〇〇〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など 詳しくは消費生活センターへ

クーリング・オフ期間を過ぎていても、
専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

あきらめないで、
まずは相談を！



千葉市消費生活センター

〒260-0045 千葉市中央区弁天1-25-1
暮らしのプラザ内

消費生活センターってどんなところ？

消費生活センターでは、消費者が商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者のトラブルに関して、専門の消費生活相談員を配置し、トラブル解決のための助言、あっせん(消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け)、情報提供などを行っています。

本人だけでなく、家族やヘルパーなど周りの人からの通報や問い合わせも受け付けています。

その他、消費者に役立つ情報の提供や様々な講座を開催しています。

商品・サービスの契約トラブルは 千葉市消費生活センター

相談専用電話

☎ 043-207-3000

【電話相談】月～土9:00～16:30 ※祝日・年末年始を除く

千葉市消費生活センター

検索



みんなで

高齢者の悪質商法被害防止には みまもるあにまる



土曜日も相談できます 商品・サービスの契約トラブルは



千葉市消費生活センター 相談専用電話

☎ 043-207-3000

【電話相談】月～土9:00～16:30

※祝日・年末年始を除く

千葉市消費生活センター

検索

